

# 15 かぼちゃ

## A 栽培管理カレンダー

月	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
作型	露地								○	—	—	○△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	露地・長期どり								○	—	—	○	△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
除草剤 施用時期																												
主要病害虫発生時期	*露地																											
	苗立枯性病害																											
	うどんこ病																											
	アブラムシ																											
	*露地・長期どり																											
	苗立枯性病害																											
うどんこ病																												
アブラムシ																												

【凡例】 作型図 ○は種、△定植(移植)、■収穫、▲その他栽培管理法等  
 主要病害虫発生時期図：—発生時期、○基幹防除時期、(○)臨機防除時期、▲発生状況調査等 (○内数字は成分数)  
 ◎同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除  
 注)各作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

## B 主なクリーン農業技術の概要

### (1) 土づくり

- 基盤整備
  - ・排水対策の実施
- 有機物の施用
  - ・たい肥(2t/10a)施用を基本とした土づくり

### (2) 施肥管理

- 土壌診断による施肥の適正化
  - ・土壌診断を行い、その結果を活用した「施肥対応」等による適正施肥
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
  - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素削減

### (3) 雑草の防除

- 有色マルチの使用、通路の機械除草、手取り除草(除草剤は使用しない。)

### (4) 病害虫の防除

- 耕種的防除
  - ・連作をしない。
  - ・うどんこ病抑制対策として、肥培管理・栽植密度の適正化等による草勢の維持
  - ・有機JAS適合資材である水和硫黄剤とバチルス・ズブチリス水和剤(インプレッション水和剤)を初発期から散布することで、うどんこ病の初期の発生を抑制できる。

### (5) 植物成長調整剤の使用

- 使用しない。

## C 栽培に当たっての留意事項

なし

#### D 栽培に当たっての禁止事項

なし

#### E 肥料及び化学肥料の使用基準

分類	慣行	使用基準			
	化学肥料施用量 (kg/10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥施用量 (上限値、t/10a)
露地	13.0	14.0	2.0	8.0	3.0

注1 窒素肥沃度水準「低」の場合の基準である。

ただし、化学肥料施用量は窒素肥沃度水準「中」の基準を上限とする。

注2 たい肥1t当たり1kgの窒素換算量とする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。

注3 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。

注4 たい肥施用量は輪作内での平均値も認めるが、1年間の施用量が5tを超えないものとする。

注5 たい肥施用量上限値は「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を施用した場合にのみ適用するものとする。

#### F 化学合成農薬の使用基準

(単位：成分使用回数)

作型	慣行						使用基準												
	殺菌剤		殺虫剤	殺虫・殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計			
	(種子消毒)	殺菌剤						基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	合計	
露地	5	(2)	2	0	1	0	8	2	(2)	2	0	1	0	0	0	0	2	3	5
露地・長期どり	9	(3)	3	0	0	0	12	3	(3)	3	0	1	0	0	0	0	3	4	7

注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載

基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除

臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除

注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。

注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。

注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

#### 【参考：作型（地域別）】

作型	道央地域						道南地域						道東・道北地域					
	は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期	
	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終
露地	4/20	5/31	5/20	6/5	7/25	9/15	4/1	5/25	5/1	5/25	7/15	9/15	4/25	6/5	5/25	6/15	8/1	9/15
露地・長期どり	4/20	5/5	5/15	5/31	7/15	10/20	4/1	4/20	4/25	5/15	7/5	10/20	4/25	5/10	5/20	6/5	7/20	10/10

注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。 道南地域：渡島、檜山管内とする

道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。

注2 作型は地域別の平均的な昨期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する場合があります。

#### G 注釈

##### ●土壌診断による施肥の適正化

生土培養窒素または熱水抽出性窒素の分析を行い（3年以内）、窒素肥沃度に応じた施肥を行う。